後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

7月に保険料額をお知らせします

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人あたりの額】 **50,205円** 所得割【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)× 10.59% 1年間の保険料 [限度額 62万円] (100円未満切り捨て)

- ○1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります(平成29年度は57万円)。
- ○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- ●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ●昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金等については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、80万円以下)	\longrightarrow	9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	\longrightarrow	8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円+(27万5千円 ×世帯の被保険者数)	\longrightarrow	5割軽減	【年額】25,102円
33万円+(50万円 ×世帯の被保険者数)	\longrightarrow	2割軽減	【年額】40,164円

※平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②所得割の軽減の見直し

平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されていましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方については、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

- ※平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合が「7割」から「5割」へ変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- ●「年金からのお支払い」から「□座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
- ●税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。 (年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)